

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年3月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年3月6日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長 代理	丸石 正
委 員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、岡嶋 祐之、 久門 廣美、林 秀一、村上 治、小林 克重、 西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

中西 久雄、土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第65号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第66号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第67号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨 の証明書交付報告の件
日程第4 [議案第68号]	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴 取の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は中西会長、土井 一憲委員の2名です。
本日の議事録署名者には、岡嶋 祐之委員と久門 廣美委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第65号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第65号につきまして、事務局より説明をお願いします。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原1220-1は下田原集会所の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。

譲受人は農作業歴35年と農業経験豊富であり、今回、農業経営の拡大を行うべく、所有権移転に至ったもので、じゃがいも、たまねぎ等野菜の栽培を行う予定です。

なお、3月3日(月)午後3時00分から地区農業委員の丸石会長代理と片下委員と現地立会い調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
事務局書記

一応確認ですが、この譲受人は改めて畑をするという認識でよろしいか。ご認識のとおりでございます。

議長

他にご質問等ございますか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第66号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第66号につきまして、事務局より説明をお願いします。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。

市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字下田原2578は内外電機京阪奈工場の南側付近です。現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は露天駐車場です。

被設定人は不動産賃貸業を営んでおり、当該申請地の向かいを資材置場として活用している事業者に対し社用車並びに従業員の駐車場として賃貸を行うものです。事業者は不用品の回収業を営んでおり、受注増加

に伴い資材置場が手狭となり、社用車や従業員の自家用車を停めるスペースがなくなったことから、被設定人に対し、賃貸の要望があったものです。

設置物は、2事業者合計で自家用車8台、2トラック2台となります。

今回の申請は、農地法施行規則第46条により、市街化の傾向が著しい区域に隣接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と考えられます。

3月3日(月)午後2時から地区農業委員の丸石会長代理と片下委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 市街化調整区域ですが、沿道サービスとかでもないのに、許可できるのか。

事務局書記 今回は、単に資材置き場として活用するだけなので、農地転用の条件を満たしていれば、許可は可能となります。

林委員 駐車場も可能なのか。

事務局書記 業務用も、タイムズ等のような賃貸でも台数に問題なければ、転用は可能となります。宅地の造成等とは異なり、セットバック等も不要のため、可能ではあります。

林委員 沿道のもっと大きい道路に接しているのであればわかるが、この規模の道路で行うものなのか。

事務局書記 今回は、雑種地となっている対面の事業者が社用で規模拡大の目的で転用するものであり、利便性・代替性という面で転用条件は満たしているのではないかと考えます。

林委員 今後将来的に建物を建てるなどの可能性はあるのか。そこに対する規制はあるのか。

事務局書記 このエリアは地区計画もないので、建物を建てようとする場合は農家住宅など開発許可の不要な建物のみになるかと思えます。基本的には車両置き場として活用される予定です。

林委員 農地転用することで、農業委員会の手を離れることから、建物を建てようとする可能性はあるのではないかと。

事務局書記 あくまで市街化調整区域の規制がかかるため、安易に建物を建てるといったことは考えにくいのではないかと考えます。

林委員 最初は車両置き場として活用するであろうが、どんどん工場を拡張していき、農地面積が減っていくことになるように感じる。

事務局書記 工場のような箱物は、周辺には建っていないので、そこまでの影響度は大きくないのではないかと考えます。

議長 他にご質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第67号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第67号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

菰屋本町261-1は本泉寺の西側付近で、現況はスクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No5、6をご覧ください。

中野三丁目133、134は市民総合センターの北側付近、中野新町758-1、760-6は四條畷南小学校の東側付近で、現況はスクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありますか。

全委員
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4 議案第68号

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による意見聴取の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第68号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正により令和7年3月31日までに市街化調整区域に農地がある地域は、作成を義務付けられており、地域の方々が、その地域の将来の農地利用の姿を話し合って作る地域の設計図となります。

令和5年3月に各地区で1回目の協議を実施し、逢阪地区と上田原地区では合計5回、下田原地区では3回の協議を開催しました。令和5年8月に実施したアンケートと、協議の場で参加いただいた方の情報を元に地域計画と目標地図を策定しております。

逢阪地区と上田原地区では貸借を希望する農地を担い手などに貸借を進める方向となっており、下田原地区ではすでに取り組んでいる基盤整備事業などを中心に記載しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありますか。

林委員
事務局書記

これの経緯というか流れについて教えてほしい。

流れとしては、令和5年8月頃にアンケートを発出し、農地を所有している方からご意向を伺いました。農業経営基盤強化促進法の法改正に伴い、調整区域については地域計画の作成が義務付けられました。昨年3月から、地域の方々にお集まりいただき、今後の農地をどのようにしていくか協議を行った次第でございます。その結果を踏まえ、様式にまとめたものとなります。主な内容としては、逢阪地区、上田原地区は貸借を進めていくというお声を多くいただきました。下田原地区では、ほ場整備事業の流

れは引き続き継続し、ほ場整備エリア外の農地についてどうしていくかを話し合いました。

林委員
事務局書記

逢阪地区とか、担い手が見つからなかった場合はどうしていくのか。市の制度である農地バンク制度を活用しながら担い手を探していきます。担い手が見つかるまでは、所有者、現在の耕作者に引き続き耕作をお願いしたいと考えています。

林委員
事務局書記

逢阪地区はイノシシの被害も大きく、担い手がなかなか見つからないのではないかと思う。そのような状況の場合、市として助成等行うのか。今後も年1回協議の場を開く予定をしているので、その中で、解決策について地元の方々と話し合いをおこなっていきたいと考えている。

林委員
事務局書記

話し合いはよいが、なかなか前に進まないのではないか。耕作ができるところできないところを色分けし、視覚的にわかる形を取っています。公表もするため、幅広く目に留まるため、地区外の人にも担ってもらうことも検討しています。

林委員
事務局書記

高齢化で耕作が思うようにできない中で、適正な農地の管理は可能なのか。行政として管理しなさいということを指導したとしても、実質的にはできない中だが、将来的にどう考えていくのか。国から、この地域計画の策定に伴う補助金等具体的なものは出ませんでした。しかし、この地域計画を作成する中で、貸したいという明確な色が今回出てきました。大阪府にも就農や規模拡大の相談が多数寄せられているとも聞き及んでいますので、そこを起点に担い手探しを図っていきたいと考えています。

議長
全委員
議長

他になにかご意見等はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれを持ちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記